

草津栗東地区交通対策協議会会則

(名称)

第1条 この会は、草津栗東地区交通対策協議会と称し、草津市、栗東市を区域とする。

(目的)

第2条 この会は、滋賀県交通対策協議会の実践機関として、具体的実践および効果的な交通対策の決定、実施をはかることを目的とする。

(対策事項)

第3条 この会は、前条の目的達成をするため次に掲げる事項について協議する。

- ①交通安全の指導強化対策
- ②交通安全施設の設備対策
- ③交通の円滑および合理化対策
- ④その他交通事故防止対策

(組織)

第4条 この会は、次条に規定する役員、第8条に規定する幹事、および別表第1に掲げる団体等をもって組織する。

- 2 会長は、特に必要があると認めるものをその都度、この会に加入させることができる。

(役員)

第5条 この会は、会長1名、副会長2名、理事3名および監事2名をおく。

- 2 会長は、草津市長をもってあて、副会長は栗東市長と草津栗東交通安全協会会長を、理事は草津・栗東安全運転管理者協会会長、草津市まちづくり協議会連合会長および栗東市自治連合会長を、監事は滋賀県南部土木事務所長、立命館大学びわこ・くさつキャンパス事務局長をもってあてる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 5 理事は、必要な助言と協力を行う。
- 6 監事は、会計の監査をする。

(顧問)

第6条 この会に顧問をおき、草津警察署長をもってあてる。

- 2 顧問は、相談に対し助言を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長があたる。

(幹事)

第8条 この会に幹事会をおく。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる団体の担当者をもってあてる。
- 3 幹事会は協議会の運営が円滑に執行されるよう、事業計画や企画立案等を協議する。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第10条 協議会の経費は、分担金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(庶務)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を草津市役所におく。

(その他)

第12条 この会に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この会則は、昭和38年5月9日から施行する。

付則

この会則は、昭和47年6月16日から施行する。

付則

この会則は、昭和53年6月3日から施行する。

付則

この会則は、昭和58年6月29日から施行する。

付則

この会則は、昭和61年6月6日から施行する。

付則

この会則は、平成2年7月9日から施行する。

付則

この会則は、平成3年6月19日から施行する。

付則

この会則は、平成6年5月26日から施行する。

付則

この会則は、平成8年6月6日から施行する。

付則

この会則は、平成11年5月24日から施行する。

付則

この会則は、平成13年5月24日から施行する。

付則

この会則は、平成14年5月21日から施行する。

付則

この会則は、平成15年5月20日から施行する。

付則

この会則は、平成16年5月31日から施行する。

付則

この会則は、平成17年5月25日から施行する。

付則

この会則は、平成18年5月31日から施行する。

付則

この会則は、平成19年5月23日から施行する。

付則

この会則は、平成20年6月6日から施行する。

付則

この会則は、平成21年5月22日から施行する。

付則

この会則は、平成22年5月27日から施行する。

付則

この会則は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する。

付則

この会則は、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。

付則

この会則は、平成 25 年 5 月 14 日から施行する。

付則

この会則は、平成 26 年 5 月 22 日から施行する。

付則

この会則は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。

付則

この会則は、平成 28 年 5 月 13 日から施行する。

付則

この会則は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

付則

この会則は、平成 30 年 5 月 17 日から施行する。

付則

この会則は、令和元年 5 月 16 日から施行する。

付則

この会則は、令和 2 年 6 月 1 5 日から施行する。

付則

この会則は、令和 3 年 5 月 1 9 日から施行する。

付則

この会則は、令和 4 年 5 月 1 9 日から施行する。

付則

この会則は、令和 5 年 5 月 2 2 日から施行する。

付則

この会則は、令和 6 年 5 月 1 6 日から施行する。

付則

この会則は、令和 7 年 5 月 2 2 日から施行する。

別表第1（順不同）

草津栗東地区交通対策協議会推進団体

＜行政＞ 10団体

草津市

草津市教育委員会

草津警察署

滋賀県南部土木事務所

国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所

南部流域下水道事務所

西日本高速道路株式会社 関西支社 滋賀高速道路事務所

栗東市

栗東市教育委員会

湖南広域消防局

＜交通安全団体＞ 29団体

草津栗東交通安全協会

山田交通安全パトロール隊

草津栗東地区二輪指導員連絡会

志津地区交通安全会

志津南学区まちづくり協議会

草津学区安心安全委員会

渋川学区まちづくり協議会

大路区交通安全会

矢倉学区未来のまち協議会

老上学区まちづくり協議会

老上西学区まちづくり協議会

遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議

南笠東学区自治連合会

山田学区まちづくり協議会

笠縫学区交通安全会

笠縫東学区まちづくり協議会

人と地域が輝く常盤協議会

草津・栗東安全運転管理者協会

栗東交通安全パトロール隊

栗東市交通安全家族会

治田学区地域振興協議会

治田東学区地域振興協議会

治田西学区地域振興協議会

葉山学区地域振興協議会

葉山東学区地域振興協議会

金勝学区地域振興協議会

大宝学区地域振興協議会

大宝西学区地域振興協議会

大宝東学区地域振興協議会

＜幼保・学校教育団体＞ 17団体

草津市校長会

草津市保育協議会

草津市立保育所、認定こども園運営協議会

滋賀県高等学校長協会 草津栗東連絡会

県立草津高等学校PTA

県立草津東高等学校PTA

県立湖南農業高等学校保護者と教師の会

県立国際情報高等学校PTA

県立玉川高等学校PTA

栗東市小中学校校長会

栗東市PTA連絡協議会

栗東市園長会

県立栗東高等学校PTA

県立聾話学校

綾羽高等学校PTA

学校法人聖パウロ学園 光泉カトリック高等学校 光泉カトリック中学校

立命館大学びわこ・くさつキャンパス

<地域・社会教育団体> 16団体

草津市まちづくり協議会連合会

草津市消防団

草津市民生委員児童委員協議会

栗東市民生委員児童委員協議会連合会

草津市子ども会指導者連絡協議会

草津市青少年育成市民会議

公益社団法人 草津市スポーツ協会

草津市ボーイスカウト協議会

草津市老人クラブ連合会

栗東市自治連合会

栗東市消防団

栗東市青少年育成市民会議

公益財団法人 栗東市スポーツ協会

栗東市ボーイスカウト・ガールスカウト協議会

ちふれん栗東

栗東市老人クラブ連合会

<職域・労働団体> 27団体

草津商工会議所

草津ライオンズクラブ

草津ロータリークラブ

公益社団法人 草津青年会議所

ヤマト運輸労働組合 滋賀支部

一般社団法人 草津市観光物産協会

レーク滋賀農業協同組合 草津地区統括本部

草津市管工事協同組合

草津市商店街連盟

一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会 (草津地区)

草津栗東金融協議会

県石油商業組合 草津支部

滋賀県自転車軽自動車商業協同組合 草津支部

滋賀県自動車整備振興会 湖南支部

西日本旅客鉄道株式会社 草津駅

アヤハ自動車教習所

一般社団法人 滋賀県トラック協会 湖南支部

栗東市商工会

栗東ライオンズクラブ

栗東ロータリークラブ

公益社団法人 栗東青年会議所

一般社団法人 栗東市観光協会

レーク滋賀農業協同組合 栗東地区統括本部

栗東市上下水道工事共同組合

栗東建設工業会

一般社団法人 草津栗東医師会

県石油商業組合 栗東支部

別表第2（順不同）

草 津 栗 東 地 区 交 通 対 策 協 議 会 幹 事

* 草津栗東交通安全協会

* 草津・栗東安全運転管理者協会

* 草津市教育委員会

* 栗東市教育委員会

* 草津警察署交通第一課

* 滋賀県南部土木事務所

* 草津市交通政策課

* 栗東市土木交通課